

神奈川県川崎競馬組合職員の営利企業等の従事基準に関する規則

(平成12年4月1日規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の規定に基づき、神奈川県川崎競馬組合職員（以下「職員」という。）の営利企業等の従事基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(営利企業等の従事基準)

第2条 職員（川崎市から派遣された職員を除く。）の営利企業等の従事基準については、営利企業等の従事基準に関する規則（昭和26年神奈川県人事委員会規則第10号）の規定の例による。

2 川崎市から派遣された職員の営利企業等の従事基準については、営利企業等の従事制限に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第9号）の規定の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。